

(様式 2)

京丹後市表彰条例の一部改正の概要

1 趣旨について

協働のまちづくりを推進する中、功績等のあったかたに対して、「1人でも多く、1年でも早く、かつ、公平に」表彰を実施し、敬意を表するとともに、表彰制度による市民のまちづくりへの参加促進、意欲向上へつながらよう、条例を改正します。併せて、その他条文の不明確な表現の整理等も行います。

現行の市表彰制度では、自治功労者該当の基準となる在職期間について、同時期に複数職を兼職していた場合、兼職期間はひとつの職の在職期間しか対象とならず、また、自治功労者表彰、功績者表彰、善行者表彰の候補者選出は市役所が行っています。このため、協働のまちづくりを推進する本市においては、複数職の兼職期間については、いずれの職の在職期間もその対象とすることで、その功績等に対し敬意を表し、まちづくりへの市民意欲向上につなげるよう制度を改めます。また、被表彰者選定にあたっての候補者については、広く市民等から推薦ができる規定を新たに設けることで、市民参加の促進を図るとともに「皆で表彰していく」制度へと表彰制度を改正します。

また、現行の市表彰条例では、旧町での在職年数を通算することができないとされてきたところです。しかし、合併後の年数が経過するにつれ、旧町では表彰の対象とならなかったかたで、旧町の在職年数と合併後の在職年数を通算すると市表彰条例の表彰基準を満たすかたが増えてきたこと、また、市制5周年記念式典等で特例的に旧町の在職年数等を通算・加味して表彰してきたことから、条文の解釈及び運用を明確化するために所要の改正を行います。

2 意見募集事項

(1) 自治功労者表彰について現行第3条第5号の削除

現行第3条第5号に定める「条例又は規則により設置された委員」には、多種多様の職務内容や任期の委員があります。勤務条件や職務内容は委員によって様々であり多岐にわたるため、「20年以上在職した者」という一律の年数基準をもって自治功労者の対象・非対象を選定することは、「功績の度合い」「労力」などの公平性の観点から困難です。

同条第1号から第4号までに規定する職以外のかたについては、同条第7号の規定を適用し表彰することが可能であるため、まちづくりのために尽力していただいた各種委員のかたについては、それぞれの「労力」「功績の度合い」なども考慮して、より広く、かつ、より柔軟に表彰を行えるよう、第3条第5号を削除します。

(2) 現行第9条第1項第3号の規定内容の削除

現行第9条第1号第3号は、自治功労者(第3条)の在職年数の計算にあたり、「2以上の職を兼ねた期間(兼職期間)については、ひとつの職の在職期間しか加味できない」ということを定めています。

しかし、行政委員を兼職するかた、行政委員と公職を兼職するかたなど、各分野のリー

ダーとして複数職を同時期に務めまちづくり参加されるかたを踏まえると、兼職期間であってもそれぞれの職の在職期間をいずれも加味することができる制度とする方が、まちづくりに対する意欲向上につながると考えられます。また、その制度の方が、「1人でも多く、1日でも早く、公平に」表彰することで敬意を表することができます。

よって、協働のまちづくりを更に推進していくため、第9条第1項第3号を削除します。

なお、現行第9条の「在職年数の計算」は、第3条（自治功労者表彰）のみに関係する規定であり、第4条（功績者表彰）及び第5条（善行者表彰）には関係しません。よって、この規定は、第3条から離れた位置に第9条として規定するよりも、自治功労者について規定する第3条中に置く方が分かりやすいため、第9条第1号第3項の削除を期に、第9条第1項及び第2項を第3条第2項及び第3項として置き直します。

（3）「表彰候補者の推薦」に関する制度の新設（改正案第6条関係）

自治功労者表彰、功績者表彰及び善行者表彰の被表彰者選定にあたり、現行制度のように役所内だけで表彰候補者を検討するのではなく、市民をはじめ多くのかたから表彰候補者について意見を頂くことで、「皆で表彰していく」表彰制度へと制度を改正するために改正案第6条（表彰候補者の推薦）を新設します。

（4）「表彰の時期」の柔軟化（第10条関係）

現行第10条では、表彰日を毎年4月1日とし、必要に応じて同年度中に追加で表彰ができる旨を定めています。しかし、4月1日が休日である場合など、4月1日に表彰を行わず他の日に表彰を行う方が適切な場合も考えられます。よって、「4月1日に表彰することを基本としつつも、4月1日に表彰をせずとも他の日に表彰を行うことができ、また、必要に応じて同年度中に何度でも追加で表彰を実施することができる」という柔軟な規定となるよう、改正案第10条第1項及び第2項のように改正を行います。

（5）「遺族の定義」の拡大（第13条関係）

高齢になってから自治功労者表彰等を受けられる方が多い状況のなかで、遺族の定義が現行第13条であると、表彰が決定したかたが万一表彰日まで死亡されたとすると、そのかたの配偶者、父母、祖父母、兄弟、子が全て死亡され、ご遺族がいなかたが出てくる可能性があります。その場合、記念品等を遺族へ贈与することができません。よって、遺族の範囲に「孫」を含め、遺族の定義を広げます。

（6）自治功労者への礼遇内容の明確化（第14条関係）

現行第14条中「花輪及び弔電を贈り、供典を行う」という表現のうち、「供典を行う」の意味が不明確です。よって、自治功労者への礼遇内容を明確化するため、「花輪、弔電及び弔慰金を贈る」という表現へ改正します。

（7）自治功労者への礼遇の停止に関する手続きの追加（第15条関係）

自治功労者表彰については、表彰決定手続きで自治功労者等審査委員会の審査及び議会での同意を必要とすることから、その自治功労者について第15条第4号により礼遇を停

止する場合には、自治功労者等審査委員会の審査及び議会の同意を得ることが適当と考えます。よって、第15条にその旨を規定する第2項を追加します。

なお、第15条第1号から第3号までの規定による自治功労者の礼遇の停止及び第16条による礼遇の廃止については、停止又は廃止の要件が客観的であることから、自治功労者等審査委員会の審査や議会の同意を要することなく礼遇の停止又は廃止を行います。

(8) 自治功労者等審査委員会の所掌事務の明確化(第17条関係)

第17条第1項に定める自治功労者等審査委員会の所掌事務について、自治功労者表彰、功績者表彰及び善行者表彰の被表彰者の選定を行うとともに、上記(7)の自治功労者の礼遇の停止に関する審査も行う機関であることを明記します。

(9) 合併前の旧町での在職年数を通算することができる旨の規定(附則関係)

自治功労者表彰について、合併前の旧町において改正案第3条第1項各号と同等の職とみなされる職にあった期間を、合併後の当該職の在職期間とみなすことができる規定を追加します。また、功績者表彰及び善行者表彰について、合併前の旧町における功績や善行を、第4条及び第5条に規定する善行とみなすことができる規定を追加します。

3 施行期日について

平成26年4月(公布の日)から施行します。